

特定個人情報保護評価 全項目評価書に係る第三者点検の指摘事項と対応結果について

	該当箇所	指摘事項	結果
1	I 基本情報 - 「I 基本情報」 「(別添1) 事務の内容」	別添1 付図内の「ぴったりサービス」は「I 基本情報 - 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9」の「サービス検索・電子申請機能」に該当するので、名称を統一すること。また、システム間の連携について、データ連携か手動連携かによって凡例を分けているので、正しく図示すること。	図を修正した。
2	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) - 2. 基本情報 - ④記録される項目 - その妥当性 II 特定個人情報ファイルの概要 (3) - 3. 特定個人情報の入手・使用 - ⑧使用方法 - 情報の突合	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)」附則第1条第3号の施行により、特定個人情報ファイルに記録される項目として「4 情報(氏名、性別、生年月日、住所)」から「5 情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)」に改正されているので、改正に対応した標記となっているか各項目を確認すること。	確認し、「4 情報(氏名、性別、生年月日、住所)」から「5 情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)」に適宜修正した。
3	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) - 3. 特定個人情報の使用 - リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) - 3. 特定個人情報の使用 - リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	当該個人情報ファイルを取り扱うシステムはデータセンターに設置していることから、物理的な不正侵入等のリスク要因に対するセキュリティ対策としてデータセンター設備が有効であることを、具体的に記述すること。	データセンターのセキュリティ対策について記載した。